

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4279742号  
(P4279742)

(45) 発行日 平成21年6月17日(2009.6.17)

(24) 登録日 平成21年3月19日(2009.3.19)

(51) Int. Cl.		F I	
<b>EO4H</b>	<b>1/02</b>	<b>(2006.01)</b>	EO4H 1/02
<b>EO4B</b>	<b>1/00</b>	<b>(2006.01)</b>	EO4B 1/00 5O2M
<b>EO4F</b>	<b>19/08</b>	<b>(2006.01)</b>	EO4F 19/08 H

請求項の数 3 (全 10 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2004-227644 (P2004-227644)</p> <p>(22) 出願日 平成16年8月4日(2004.8.4)</p> <p>(65) 公開番号 特開2006-45879 (P2006-45879A)</p> <p>(43) 公開日 平成18年2月16日(2006.2.16)</p> <p>審査請求日 平成17年4月8日(2005.4.8)</p> <p>前置審査</p>	<p>(73) 特許権者 307042385 ミサワホーム株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号</p> <p>(74) 代理人 100090033 弁理士 荒船 博司</p> <p>(72) 発明者 村田 成康 東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号 ミ サワホーム株式会社内</p> <p>審査官 渡邊 聡</p>
---	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 建物

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

特定階の一部に、中間床が前記特定階を構成する特定床の上側において設けられ、この中間床と前記特定床との間が0.9m～1.4m程度の高さの収納空間とされた建物であって、

前記特定床と、前記特定階の直上にある直上階を構成する直上床との間に設けられ、前記特定床と床が面一の階段室が、前記収納空間に隣接して配置されており、

前記収納空間と、前記階段室の階段下収納空間とが連通しており、

前記特定床上にある部屋は、玄関、居間、食堂、台所によって構成されるとともに前記階段室と収納空間とを平面視において略凹字状に囲むように配置され、さらに、前記玄関と台所とが、前記階段室と収納空間を挟んで配置されており、

前記階段室を形成する壁には、前記階段下収納空間に出入りするための出入口が複数設けられており、

一の前記出入口は、前記特定床と前記直上床との間に設けられた前記階段の上り口の側方に設けられており、他の前記出入口は前記台所に面して設けられており、

前記階段室内に設けられた階段の途中にある踊り場の床と、前記中間床とが連続しており、

前記中間床の全面上方が、浴室と洗面室とトイレになっていることを特徴とする建物。

【請求項2】

請求項1に記載の建物において、

10

20

前記直上階の一部に、第2中間床が前記直上床の上側において設けられ、この第2中間床と前記直上床との間が収納空間とされていることを特徴とする建物。

【請求項3】

請求項2に記載の建物において、前記中間床と第2中間床との間には、前記直上床が存在しない吹抜け空間が設けられていることを特徴とする建物。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、建物に係り、特に中間床を設け、この中間床の下方に収納空間を設けたものに関する。

10

【背景技術】

【0002】

従来、住宅等において物品を保管、収容する場所として、建物内部には押入や納戸、床下収納庫、小屋裏収納部、天井裏収納部等の収納スペースが設けられ、また、屋外には物置等が設置されることがある。

しかし、近年における生活の質の向上や多様化に伴い、生活に使用する物品が多様多様化および多数化する傾向にあり、これらの物品を保管、収容するために従来の収納スペースでは広さや容量が不足し、また、建物が建てられる敷地の有効利用という観点から、屋外物置等の設置は望ましくないため、その内部により大きな収納スペースを備えた建物が

20

【0003】

内部に収納スペースを備えた建物の一例として、特許文献1に記載のものが知られている。この特許文献1に記載の建物では、特定フロアと、この特定フロアの直上に位置する直上フロアとを有する建物であって、特定フロアおよび直上フロアは、それらの一部に設けられた中間床と、この中間床の下側に形成された中間床下側空間と、当該中間床の上側に形成された中間床上側空間とを備え、特定フロアの中間床上側空間の少なくとも一部と、直上フロアの中間床下側空間の少なくとも一部とが連通された吹き抜け空間が構成されており、特定フロアの中間床下側空間と、直上フロアの中間床下側空間のうち、吹き抜け空間を構成しない中間床下側空間とは、各々収納空間とされている。

30

【特許文献1】特開2004-44210号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

上記のような建物では、中間床下側空間が収納空間とされているが、この収納空間は物を出し入れする小さな出入れ口が一つであるので、収納した物は全てこの出入れ口から収納空間に入って取り出してこなければならないので、使い勝手がよくない場合があった。

【0005】

本発明は上記事情に鑑みてなされたものであり、収納空間に物を使い勝手よく出し入れできる建物を提供することを課題としている。

40

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記課題を解決するために、請求項1に記載の発明は、例えば図1～図7に示すように、特定階1の一部に、中間床4が前記特定階1を構成する特定床2の上側において設けられ、この中間床4と前記特定床1との間が0.9m～1.4m程度の高さの収納空間5とされた建物であって、

前記特定床2と、前記特定階1の直上にある直上階21を構成する直上床22との間に設けられ、前記特定床2と床が面一の階段室7が、前記収納空間5に隣接して配置されており、

前記収納空間5と、前記階段室7の階段下収納空間7aとが連通しており、

50

前記特定床 1 上にある部屋は、玄関 6、居間 3 a、食堂 3 b、台所 8 によって構成されるとともに前記階段室 7 と収納空間 7 a とを平面視において略凹字状に囲むように配置され、さらに、前記玄関と台所とが、前記階段室と収納空間を挟んで配置されており、

前記階段室 7 を形成する壁には、前記階段下収納空間 7 a に入出入りするための出入口 1 2 a , 1 3 a が複数設けられており、

一の前記出入口 1 3 a は、前記特定床 1 と前記直上床 2 2 との間に設けられた前記階段 2 7 の上り口の側方に設けられており、他の前記出入口 1 2 a は前記台所 8 に面して設けられており、

前記階段室 7 内に設けられた階段 2 7 の途中にある踊り場 2 7 a の床と、前記中間床 4 とが連続しており、

前記中間床 4 の全面上方が、浴室 1 6 と洗面室 1 7 とトイレ 1 8 になっていることを特徴とする。

「踊り場の床と、前記中間床とが連続している」とは、踊り場の床と中間床とが面一状態で連続しているのは勿論のこと、踊り場の床と中間床とが所定の段差をもって連続している場合も含むものである。

【 0 0 0 7 】

ここで、特定階とは、建物の所定の階を意味し、例えば、1 階、2 階、3 階等の所定の階は勿論のこと、地下にある地下 1 階、2 階等の所定の階も意味する。そして、特定床は特定階を構成する床であり、特定階が 1 階であれば 1 階床、2 階であれば 2 階床である。

中間床は特定床の上側でかつ特定階に設けられる床であり、この中間床と特定床の間が収納空間とされる。中間床は、収納空間の高さが 0 . 9 m ~ 1 . 4 m 程度となるように、特定床の上方に設けられるのが望ましい。

また、直上階とは、前記特定階の直上に設けられる階であり、例えば、特定階が 1 階の場合、直上階は 2 階となる。

【 0 0 0 8 】

請求項 1 に記載の発明によれば、収納空間 5 と階段室 7 の階段下収納空間 7 a とが連続しているので、階段下収納空間 7 a から収納空間 5 に入出入りでき、よって、収納空間 5 の使い勝手がよくなる。

また、階段下収納空間 7 a と収納空間 5 に互る大きな物を収納することもできる。

さらに、階段 2 7 の踊り場 2 7 a の床と中間床 4 とが連続しているので、中間床 4 上の部屋 1 5 に踊り場 2 7 a から容易に入出入りできる。

【 0 0 1 0 】

また、階段下収納空間 7 a に入出入りするための出入口 1 2 a , 1 3 a が複数設けられているので、階段下収納空間 7 a へ所望の出入口 1 2 a , 1 3 a から出入りでき、階段下収納空間 7 a の使い勝手がよくなるとともに、収納空間 5 へも所望の出入口 1 2 a , 1 3 a から階段下収納空間 7 a を通して出入りできる。

【 0 0 1 4 】

請求項 2 に記載の発明は、請求項 1 に記載の建物において、

前記直上階 2 1 の一部に、第 2 中間床 2 4 が前記直上床 2 2 の上側において設けられ、この第 2 中間床 2 4 と前記直上床 2 2 との間が収納空間 2 5 とされていることを特徴とする。

【 0 0 1 5 】

第 2 中間床は直上床の上側でかつ直上階に設けられる床であり、この第 2 中間床と直上床の間が収納空間とされる。第 2 中間床は、収納空間の高さが 0 . 9 m ~ 1 . 4 m 程度となるように、直上床の上方に設けられるのが望ましい。

【 0 0 1 6 】

請求項 2 に記載の発明によれば、第 2 中間床 2 4 と前記直上床 2 2 との間が収納空間 2 5 とされているので、直上階 2 2 にも収納空間 2 5 を設けることができる。このように、特定階、直上階のいずれにも収納空間 5 , 2 5 を設けることができるので、各階において収納空間 5 , 2 5 を使用することができ、収納空間の使い勝手がさらによくなる。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 1 7 】

請求項3に記載の発明は、請求項2に記載の建物において、

前記中間床4と第2中間床24との間には、前記直上床22が存在しない吹抜け空間15が設けられていることを特徴とする。

## 【 0 0 1 8 】

請求項3に記載の発明によれば、中間床4と第2中間床24との間に、直上床22が存在しない吹抜け空間15が設けられているので、この吹抜け空間15に部屋を設けることができる。

## 【 発明の効果 】

## 【 0 0 1 9 】

本発明によれば、特定床と直上床との間に設けられた階段室が、収納空間に隣接して配置されており、この収納空間と、階段室の階段下収納空間とが連通しているため、階段下収納空間からも収納空間に出入りでき、よって、収納空間の使い勝手がよくなるとともに、階段下収納空間と収納空間に互る大きな物を収納することもできる。

## 【 発明を実施するための最良の形態 】

## 【 0 0 2 0 】

以下、図面を参照して本発明の実施の形態について説明する。

本実施の形態の建物は、4層の床面を有する2階建ての建物であり、例えば周知のパネル工法によって構築されている。

本実施の形態では、図1～図3に示すように、1階を特定階1としており、この特定階1を構成する1階の床を特定床2としている。特定階(1階)1には、南側(図1および図2において左側)に居間3aと食堂3bとが東西に隣接配置されている。

居間3aの北側(図2において右側)には中間床4が設けられている。中間床4は、建物の北側の外壁に沿って特定床1の上側に設けられている。中間床4は、平面視において矩形に形成されており、建物の東側に若干寄せて配置されている。この中間床4と特定床2との間は、図2、図3および図7に示すように、収納空間5とされている。この収納空間5の高さは0.9m～1.4m程度とされている。

## 【 0 0 2 1 】

また、特定階1には、図3および図7に示すように、収納空間5を挟んで玄関6と台所8とが東西に離間して配置されており、台所8および収納空間5に隣接して階段室7が配置されている。収納空間5と玄関6とを仕切る仕切壁5aは、収納空間6側に奥まって設けられており、この仕切壁5aの前方にある凹所には移動式の収納家具9が設けられている。収納家具9は下駄箱であり、玄関ホールや玄関土間に向けて引き出すことができるようになっている。また、収納空間5内には仕切壁5b、5cが設けられており、この仕切壁5b、5cと仕切壁5aとで囲まれた収納空間5dは、外側に開口しており、この開口部は扉によって開閉されるようになっている。また、仕切壁5cには、仕切壁5eが収納空間5側に奥まって設けられており、この仕切壁5eの前方にある凹所は、収納部10となっている。この収納部10は例えば来客の上着等を収納するものであり、扉が玄関ホール側に向けて開閉するようになっている。

また、収納空間5と居間3aとを仕切る仕切壁5fは収納空間5側に奥まって設けられており、この仕切壁5fの前方にある凹所には横移動式の収納家具11が複数設けられている。この収納家具11には、複数の棚が上下に所定間隔で設けられており、居間3a側に開口している。仕切壁5fには開口部が形成されており、前記収納家具11はこの開口部を開閉するように横方向に仕切壁5fに沿って移動可能となっている。そして、この開口部から収納空間5内に出入りできるようになっている。

## 【 0 0 2 2 】

また、前記階段室7と収納空間5とは隣接配置されており、前記居間3aは階段室7および収納空間5に接するように配置されている。したがって、特定床2上の居間3aから収納空間5および階段室7に容易に出入りできる。

また、階段室7と台所8とを仕切る仕切壁8a、つまり階段室7を形成する壁8aには

10

20

30

40

50

出入口12aが形成され、この出入口12aを開閉する扉12bが取り付けられている。したがって、この扉12bを開けることによって、台所8から階段下の階段下収納空間7aに出入りできるようになっている。また、前記階段下収納空間7aと前記収納空間5とは連通しており、これによって、階段下収納空間7aを収納空間5と連続した収納として有効利用できる。また、前記扉12bを開けることによって、台所8から階段下収納空間7aを通して収納空間5に出入りできるようになっている。さらに、階段下収納空間7aと前記食堂3bとを仕切る仕切壁つまり、階段室7を形成する壁にも開口部13aとこの開口部13aを開閉する扉13bが設けられており、この扉13bを開けることによって、食堂3bから階段下収納空間7aに出入りできるようになっている。

【0023】

また、前記階段室7と収納空間5とは、図3に示すように、建物の北側の外壁に接しており、特定床2上にある部屋（玄関6、居間3a、食堂3b、台所8）は、階段室7と収納空間5を平面視において略凹字状に囲むように配置されている。したがって、このような部屋を階段室7に面する部屋（台所8、食堂3b）、収納空間5に面する部屋（玄関6）、階段室7および収納空間5の双方に面する部屋（居間3a）に区画できる、つまり、階段室7や収納空間5を有効利用できるように、部屋を区画できる。

【0024】

前記中間床4上には、図2および図4に示すように、中間部屋15が特定階1の直上にある直上階21を構成する直上床22の一部を貫通して直上階（2階）21に突出するようにして設けられている。つまり、後述する第2中間床24と前記中間床4との間には、直上床22が存在しない前記吹抜け空間15が設けられており、この吹抜け空間15が中間部屋15とされている。

この中間部屋15は、中間床4の全面上方に設けられており、本実施の形態では、浴室16と洗面室17とトイレ18とによって構成されている。つまり、中間部屋15は、台所8を除いた水回り系の部屋15とされている。

また、直上階21には、図5に示すように、南側（図1および図2において左側）に寝室23a、23bが東西に隣接配置されている。寝室23a、23bの北側（図1および図2において右側）には第2中間床24が設けられている。第2中間床24は、2つあり、これら第2中間床24、24は、中間部屋15の天井15aとほぼ高さが等しい位置に設けられている。そして、この第2中間床24、24と直上床22との間がそれぞれ収納空間25、25とされている。この収納空間25の高さは0.9m～1.4m程度とされている。

【0025】

また、前記収納空間25、25は、図5に示すように、平面視において前記階段室7および中間部屋15を挟むようにして、東西に離間して配置されている。したがって、直上床22上の部屋を、一方の収納空間25に面する寝室23aと他方の収納空間25に面する寝室23bとに区画でき、よって、各寝室23a、23bに収納空間25、25を確保できる。また、寝室23aと23bとを仕切る仕切壁は、略S字状に配置されており、これによって、寝室23aから利用可能な収納部26aと、寝室23bから利用可能な収納部26bとが設けられている。

【0026】

前記階段室7には、図1、図2、図4に示すように、階段27が特定床2と直上床22との間に設けられている。階段27は折り返し階段であり、この階段27の途中にある踊り場27aの床は、中間床4と連続している。つまり、踊り場27aの床は、中間床4とほぼ等しい高さの位置しており、かつ、該中間床4と隣接している。したがって、中間床4に至る階段を別途設けることなく、この踊り場27aから中間部屋15に容易に出入りできる。

また、階段室7には、階段28が直上床22と第2中間床24との間に設けられている。この階段28は直階段であり、この階段28の上側の踊り場28aと、前記第2中間床24とがほぼ等しい高さに位置している。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 2 7 】

また、西側に位置する第2中間床24上には、図1、図2および図6に示すように、子供部屋30が設けられており、東側に位置する第2中間床24上には、子供部屋30より大きい子供部屋31が設けられている。この子供部屋30、31には、前記踊り場28aから出入りできるようになっている。

子供部屋30、31は、直上床22上の寝室23a、23bより床の位置が高くなっており、上部は小屋裏33に突出している。

さらに、小屋裏33の一部には、収納所(ロフト)34a、34bとルーフバルコニー35が設けられている。収納所34aは子供部屋31側に開口した比較的大型のものであり、子供部屋31から利用できるようになっている。また、収納所34bは子供部屋30側に開口した小型のものであり、子供部屋30から利用できるようになっている。

10

## 【 0 0 2 8 】

また、前記階段室7には、階段36が前記踊り場28aとルーフバルコニー35との間に設けられており、この階段36によってルーフバルコニー35に出入りできるようになっている。ルーフバルコニー35の床面は前記収納所34a、34bの床面と等しい高さとなっており、屋根の一部に開口を形成することによって、ルーフバルコニー35の床面に人が直立できるようになっている。また、ルーフバルコニー35と建物内部とを仕切る壁には、窓37、37や扉38が設けられており、窓37、37から子供部屋30、31に採光できるようになっている。また、階段36は扉38に接続されている。

## 【 0 0 2 9 】

20

本実施の形態によれば、収納空間5と階段室7の階段下収納空間7aとが連通しているので、階段下収納空間7aからも収納空間5に出入りでき、よって、収納空間5の使い勝手がよくなる。また、階段下収納空間7aと収納空間5に互る大きな物を収納することもできる。

さらに、階段下収納空間7aに出入りするための出入口12a、13aが複数設けられているので、階段下収納空間7aへ所望の出入口12a、13aから出入りでき、階段下収納空間7aの使い勝手がよくなるとともに、収納空間5へも所望の出入口12a、13aから階段下収納空間7aを通して出入りできる。

## 【 0 0 3 0 】

また、階段の踊り場の床と中間床とが連続しているので、中間床上の部屋に踊り場から容易に出入りできる。また、特定床2と直上床22との間に設けられた階段27の途中にある踊り場27aが、中間床4とほぼ等しい高さに位置し、かつ、該中間床4と隣接しているので、つまり踊り場27aの床と中間床4とが連続しているので、中間床4に至る階段を別途設けることなく、この踊り場27aから中間部屋15に容易に出入りできる。この中間部屋15は、浴室16、洗面室17、トイレ18等からなる水回り系の部屋であり、その直下は前記収納空間5であるので、この収納空間5を通して水回り系の部屋(中間部屋15)へ配管できる。したがって、配管が容易であるとともに、配管用のパイプスペースを別途設ける必要がない。

30

## 【 0 0 3 1 】

また、第2中間床24と直上床22との間が収納空間25とされているので、直上階にも収納空間25を設けることができる。このように、特定階、直上階のいずれにも収納空間5、25を設けることができるので、各階において収納空間5、25を使用することができ、収納空間5、25の使い勝手がさらによくなる。

40

さらに、中間床4と第2中間床24との間に、直上床22が存在しない吹抜け空間15が設けられているので、この吹抜け空間15に部屋(中間部屋15)を設けることができる。

## 【 0 0 3 2 】

また、中間床4上に、中間部屋15が直上階21を構成する直上床22の一部を貫通して直上階21に突出するようにして設けられているので、中間床4が特定床2より上方に位置あっても、中間部屋15の天井高を十分に確保できるとともに、建物自体の高さが高

50

くなるのを抑えることができる。

さらに、直上階 2 1 の一部には、第 2 中間床 2 4 , 2 4 が中間部屋 1 5 の天井とほぼ高さが等しい位置に設けられ、この第 2 中間床 2 4 , 2 4 と直上床 2 1 との間が収納空間 2 5 , 2 5 とされているので、この収納空間 2 5 , 2 5 に直上床 2 1 から容易に出入りできる、つまり収納空間 2 5 , 2 5 の使い勝手がよい。

したがって、建物の高さを極力抑えながら、特定階 1 と直上階 2 1 に、つまり上下階の双方に使い勝手のよい収納空間 5 や収納空間 2 5 , 2 5 を設けることができる。

【 0 0 3 3 】

また、第 2 中間床 2 4 上には、子供部屋 3 0 , 3 1 が小屋裏 3 3 に突出した状態で設けられているので、第 2 中間床 2 4 が直上床 2 2 より高くても、第 2 中間床 2 4 を有効利用できる。

10

また、直上階 2 1 では、平面視において階段室 7 および中間部屋 1 5 を挟むようにして、直上階収納空間 2 5 , 2 5 が配置されているので、直上床 2 2 上の部屋を、一方の直上階収納空間 2 5 に面する寝室 2 3 a と他方の収納空間 2 5 に面する寝室 2 3 b とに区画でき、よって、各寝室 2 3 a , 2 3 b に収納空間 2 5 を確保できる。

また、第 2 中間床 2 4 上にある子供部屋 3 0 , 3 1 は、直上床 2 2 上の寝室 2 3 a , 2 3 b より床の位置が高く、しかも、上部は小屋裏に突出しているので、小屋裏の一部を収納所 3 4 a , 3 4 b やルーフバルコニー 3 5 として、容易に利用できる。

【 0 0 3 4 】

なお、本実施の形態では、第 2 中間床 2 4 に、子供部屋 3 0 , 3 1 を小屋裏に突出するようにして設けたが、子供部屋 3 0 , 3 1 に代えて、小屋裏収納やルーフバルコニーを設けてもよい。この場合、その屋根の高さを直上床 2 2 上にある寝室 2 3 a , 2 3 b 上にある屋根より低くすることができる。

20

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 3 5 】

【 図 1 】本発明に係る建物の一例を示すもので、建物の棟方向中央部における縦断面図である。

【 図 2 】同、建物の棟方向中央部より西側に寄った部分における縦断面図である。

【 図 3 】同、建物の 1 階の、中間床より下の平面図である。

【 図 4 】同、建物の 1 階の、中間床より上の平面図である。

30

【 図 5 】同、建物の 2 階の、直上中間床より下の平面図である。

【 図 6 】同、建物の 2 階の、直上中間床より上の平面図である。

【 図 7 】同、建物内部の 1 階の要部を斜めから見た斜視図である。

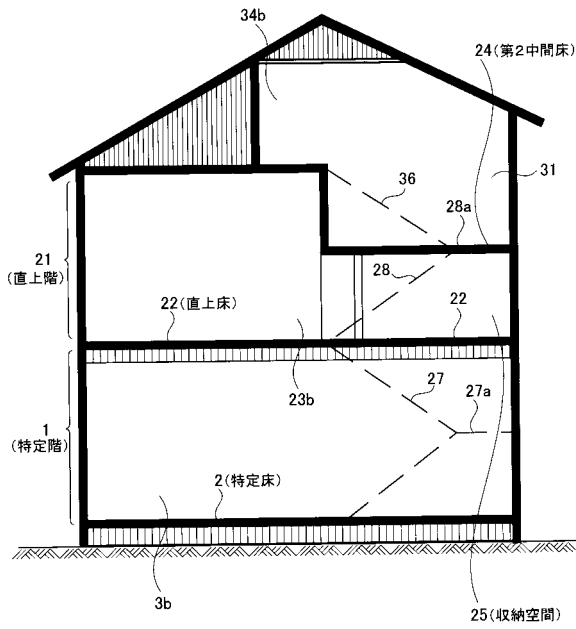
【 符号の説明 】

【 0 0 3 6 】

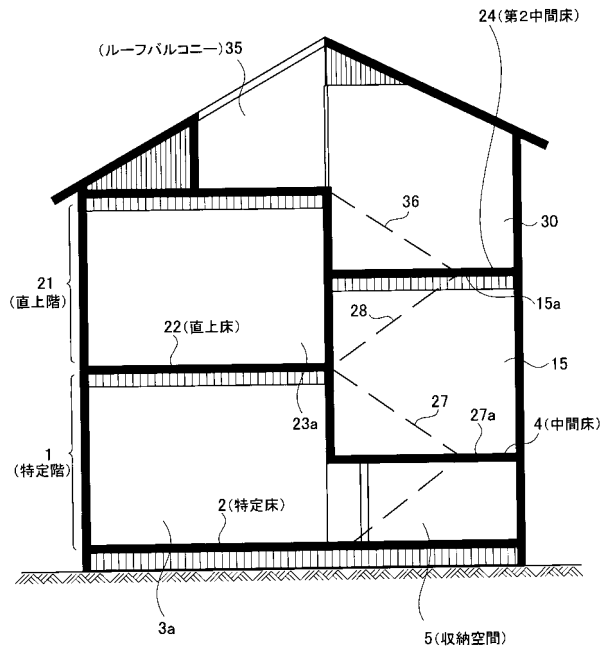
- 1 特定階
- 2 特定床
- 4 中間床
- 5 , 2 5 収納空間
- 7 階段室
- 7 a 階段下収納空間
- 1 2 a , 1 3 a 出入口
- 1 5 吹抜け空間
- 2 1 直上階
- 2 2 直上床
- 2 4 第 2 中間床
- 2 7 階段
- 2 7 a 踊り場

40

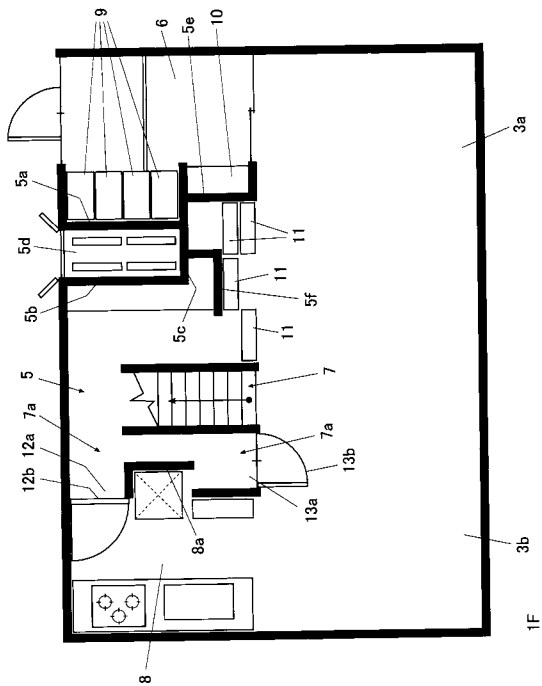
【図1】



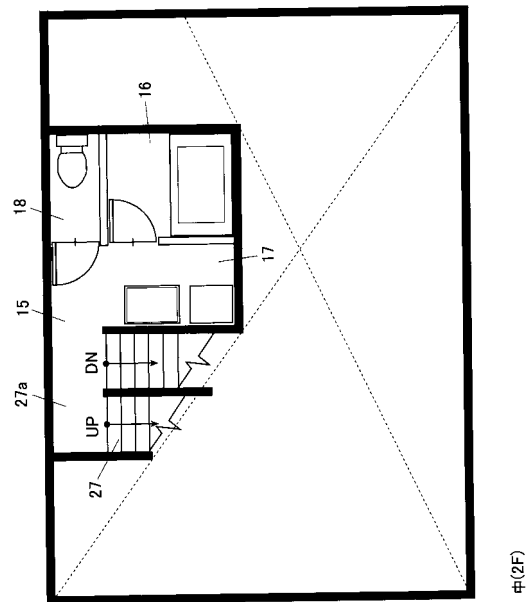
【図2】



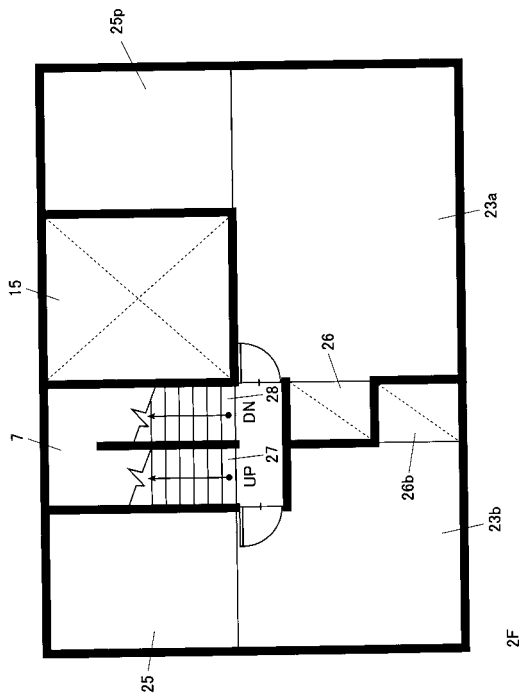
【図3】



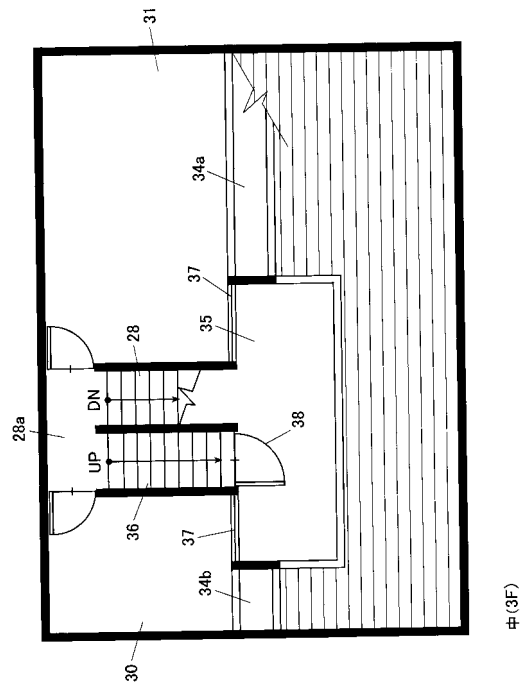
【図4】



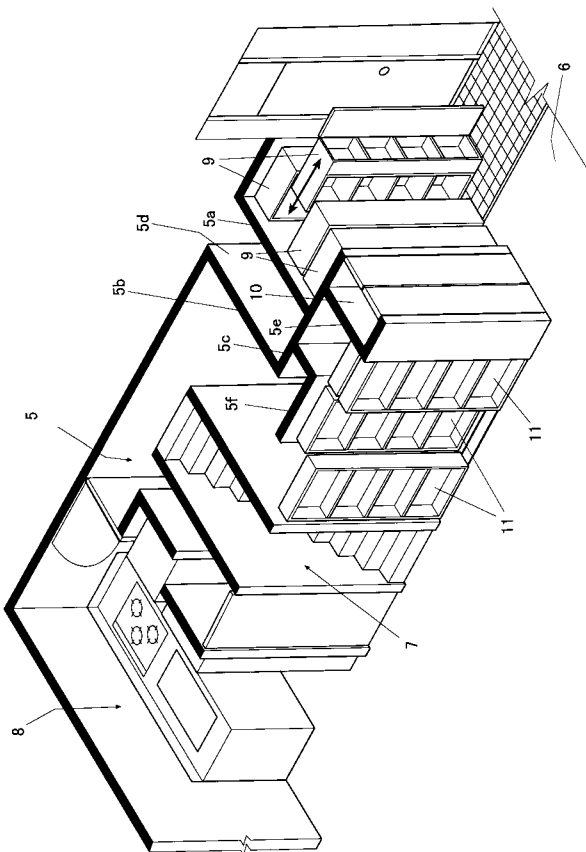
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2004-060157(JP,A)  
特開2003-041785(JP,A)  
特開2000-192674(JP,A)  
特開平08-209954(JP,A)  
特開2004-044210(JP,A)  
特開平11-336344(JP,A)  
特開平10-317689(JP,A)  
特開2000-192628(JP,A)  
ニューハウス出版株式会社 編,「住まいのベスト間取り540集」,日本,ニューハウス出版  
株式会社,1996年2月29日,初版,p20、48、84、125  
ニューハウス出版株式会社 編,「住まいのベスト間取り540集」,日本,ニューハウス出版  
株式会社,1996年2月29日,初版,p20、48、84

(58)調査した分野(Int.Cl.,DB名)

E04H 1/02  
E04B 1/00  
E04F 19/08